

## ハローワークからのお知らせ

- 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金が新設されました。新型コロナウイルス感染症等の影響が最小となるようにするため、新型コロナウイルス感染症等の影響により休業させられた労働者のうち、休業中に休業手当を受けることができなかった方に対して休業前賃金の80%（月額上限33万円）を休業実績に応じて支給する制度が新設されました。詳細は2ページをご覧ください。
- 令和2年8月1日から雇用保険の支給限度額等が変更になります。雇用保険では、「毎月勤労統計」の平均定期給与額の増減をもとに、基本手当（失業給付）、高齢雇用継続給付、育児休業給付、介護休業給付の支給限度額が毎年変更されていきます。基本手当（失業給付）につきましては、令和2年8月1日以降の認定分について、新たな算定基準が適用となります。高齢雇用継続給付、育児休業給付、介護休業給付については、令和2年8月1日以後の支給対象期間から変更となります。詳細は3ページをご覧ください。



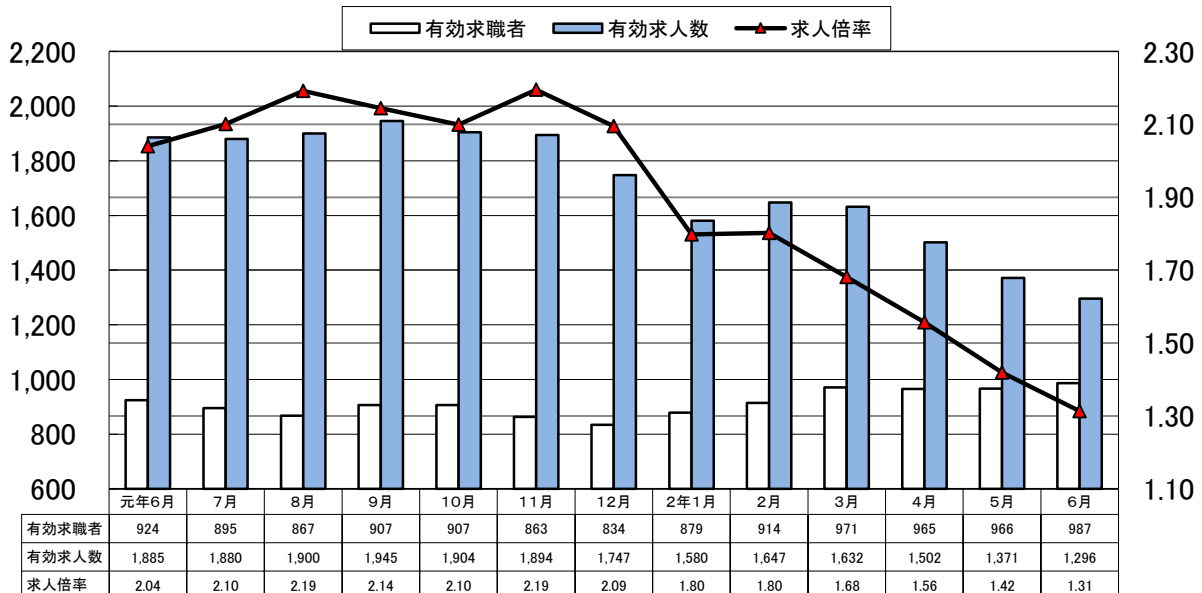
## 労働市場の動き(6月内容)

ハローワーク築館管内の求人・求職者の動向



- ◆6月の有効求人倍率は1.31倍
- ◆月間有効求人数は1,296人、月間有効求職者は987人

- ・新規求人数は484人と、前月に比べ8.5%の減少となり、前年同月比では23.2%の減少となりました。
- ・対前年同月比での減少は13ヶ月連続となっています。
- ・新規求人の主な産業別では他に分類されないサービス業が28.0%、建設業が10.4%増加した一方、宿泊業・飲食サービス業が64.1%、製造業が61.8%、運輸業が26.0%と大きく減少しました。
- ・新規求職申込件数は243人と、前月に比べ25.9%増加し、前年同月比では22.7%増加しました。
- ・このため、6月の当所管内における雇用失業情勢は、月間有効求人数1,296人に対し、月間有効求職者数987人で、有効求人倍率は、1.31倍となりました。



# 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金のご案内

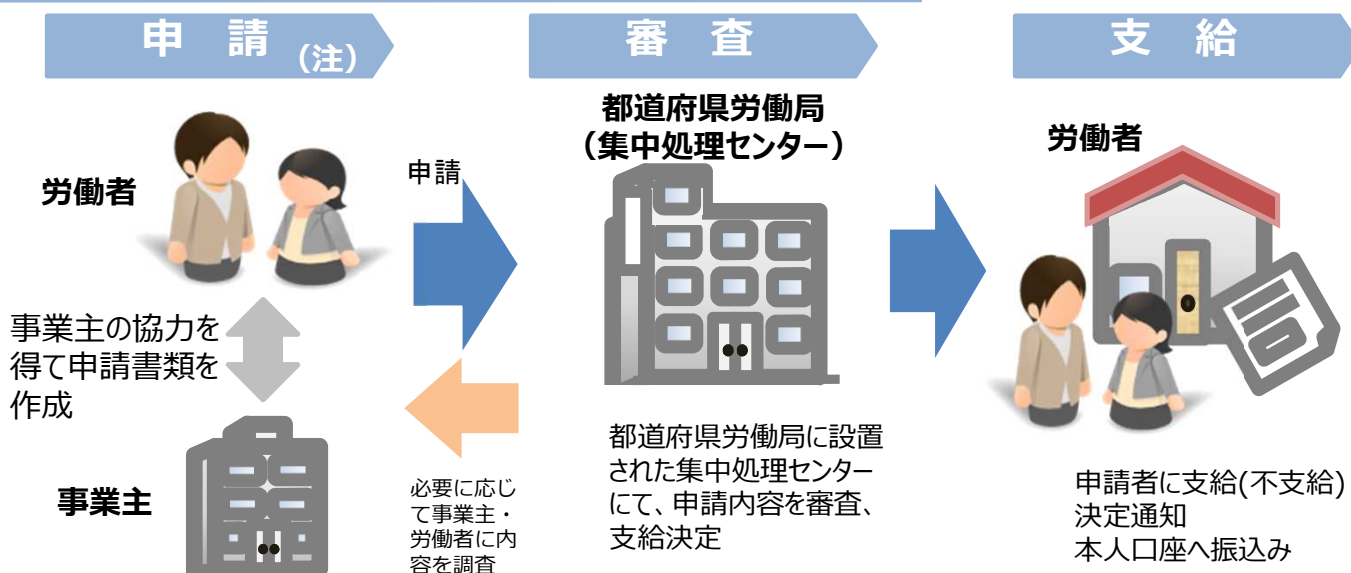
## 制度概要

主に以下2つの条件に当てはまる方に、休業前賃金の8割（日額上限11,000円）を、休業実績に応じて支給します。

- ① 令和2年4月1日から9月30日までの間に、事業主の指示により休業した中小事業主の労働者
- ② その休業に対する賃金（休業手当）を受けることができない方

※ 詳細は厚生労働省HPに掲載した給付金Q&A等をご確認ください。

## 申請の流れ



(注)

- 複数事業所の休業について申請する場合、複数事業所分の情報をまとめて申請する必要があります。1つの事業所分の申請をした期間については、その申請以外全て無効になります。
- 申請書類の作成に当たり事業主の協力を得られない場合は、法律に基づき都道府県労働局から事業主に対して報告を求め、その回答があるまでは審査を行うことができません。その分申請から支給まで時間を要することとなります。
- 不正行為により支援金・給付金の支給を受けた場合には、労働者に対して、最大で支給額の3倍の額を請求することがあります。また、その関係者が故意に不正行為を行った場合には、労働者と連帯して上記の額の納付を求め、その名称等を公表することがあります。

## お問い合わせは

### ■ 給付金制度の詳細、給付金Q&A、申請書のダウンロードなど

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金HPをご確認ください  
<https://www.mhlw.go.jp/stf/kyugyoshienkin.html>

### ■ お電話でのお問い合わせは厚生労働省コールセンターへ

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター  
電話 0120-221-276 月～金 8:30～20:00 / 土日祝 8:30～17:15



## の受給者の皆さまへ

令和2年8月1日から支給限度額等が変更になります。  
皆さまへの給付額が変わる場合があります。

毎月勤労統計の平均定期給与額の増減をもとに、上記給付の支給限度額も変更になります。

### 高年齢雇用継続給付（令和2年8月1日以後の支給対象期間から変更）

- **支給限度額** 363,344円 → **365,114円**

支給対象月に支払いを受けた賃金の額が支給限度額（365,114円）以上であるときには、高年齢雇用継続給付は支給されません。

また、支給対象月に支払いを受けた賃金額と高年齢雇用継続給付として算定された額の合計が支給限度額を超えるときは、**365,114円－（支給対象月に支払われた賃金額）**が支給額となります。

- **最低限度額** 2,000円 → **2,059円**

高年齢雇用継続給付として算定された額がこの額を超えない場合は、支給されません。

- **60歳到達時等の賃金月額**

上限額 476,700円 → **479,100円**

下限額 75,000円 → **77,220円**

60歳到達時の賃金が上限額以上（下限額未満）の方については、賃金日額ではなく、上限額（下限額）を用いて支給額を算定します。

### 育児休業給付

- **支給限度額** 上限額（支給率67%） 304,314円 → **305,721円**  
上限額（支給率50%） 227,100円 → **228,150円**

### 介護休業給付

- **支給限度額** 上限額 335,067円 → **336,474円**





# 雇用の動き(6月内容)



一般職業紹介状況		(パートタイムを含む)		
項目		当月	前月比(%)	前年同月比(%)
求職関係	新規求職者数	243	25.9	22.7
	うち45歳以上	131	22.4	31.0
	有効求職者数	987	2.2	6.8
	うち45歳以上	572	1.8	5.9
求人関係	新規求人数	482	▲ 8.9	▲ 23.5
	うち常用	475	▲ 6.1	▲ 23.8
	有効求人数	1,296	▲ 5.5	▲ 31.2
	うち常用	1,247	▲ 5.5	▲ 31.7
紹介関係	紹介件数	238	35.2	▲ 14.1
	うち常用	225	34.7	▲ 15.7
就職関係	就職件数	81	8.0	▲ 28.3
	うち常用	75	10.3	▲ 26.5

(パートタイムを含む)

雇用保険適用状況				
項目		当月	前月比(%)	前年同月比(%)
被保険者関係	資格取得者数	166	▲ 43.2	▲ 38.3
	資格喪失者数	153	▲ 29.8	▲ 14.0
	月末現在被保険者数	17,898	0.3	5.2

